



福祉医療制度のご案内

医療費の負担を軽減するために、次のような助成制度があります。
申請をしていない人で、該当すると思われる人は、役場保険医療課までお問合せください。

制度の種類	対象者	所得制限	助成内容
子ども医療	中学校卒業までの子	なし	保険診療による医療費の自己負担額
障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者（1～3級、4級腎臓機能障害、4～6級進行性筋萎縮症） 療育手帳所持者（A、B判定） 自閉症状群と診断された人 ※自閉症状群の要件で申請する場合は、事前にご相談ください 	なし	
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> 18歳の年度末までの子を扶養している母（父）とその子 父母のいない18歳の年度末までの子 	児童扶養手当一部支給制限額に準ずる（母・父）	
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳（1、2級）所持者	なし	自立支援医療（精神通院）にかかる医療費の自己負担額
	自立支援医療受給者証（精神通院）所持者		
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療に加入している人のうち ①母子・父子家庭医療該当者 ②戦傷病者手帳所持者 ③ひとり暮らし、ねたきり・認知症高齢者 ④障害者医療該当者 ⑤感染症予防法、精神保健福祉法による命令入所該当者 ⑥精神障害者保健福祉手帳（1、2級）所持者	①母子・父子家庭医療に準ずる ②障害児福祉手当に準ずる ③住民税非課税世帯のみ対象（世帯を分けていても生計を同一にしている場合は、同じ世帯とみなします） ④⑤⑥なし	保険診療による医療費の自己負担額
	後期高齢者医療に加入している人のうち自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	なし	自立支援医療（精神通院）にかかる医療費の自己負担額
妊産婦医療	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦（母子健康手帳交付月の初日から出産月の末日まで）	なし	保険診療による医療費の自己負担額（申請による償還払い）

※対象者には各種「医療費受給者証」が交付されます（妊産婦医療を除く）

※助成の対象は保険診療内のものに限ります（予防接種、歯列矯正、入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です）

こんな時には
届け出を

- 受給資格要件に該当しなくなったとき
- 氏名、住所、加入している医療保険が変わったとき
- 転入したとき
- 転出するとき
- 死亡したとき
- 交通事故等、第三者から被害を受けた場合のけがで福祉医療を使うとき